中央大学英語学会

OB会現役支援奨学金制度　規約

（基本理念）

英語学会の活動目的の一つである、世界に通用する人材育成のためには、国内のみならず国外への積極的な挑戦・活動は必要不可欠である。

そのための新たな現役学生の支援制度として本制度を設立する。

1. 総則

（名称）

第１条

本制度は中央大学英語学会　OB会現役支援奨学金制度と称する。

（事業所所在地）

第2条

本制度運用のための事務所を事務局に置く。

第二章　目的及び活動内容

（目的）

第３条

本制度は「現役学生への支援ならびに、現

役学生とOB会の交流による英語学会全体

の発展」を目的とする。

（活動内容）

第４条

本制度の目的達成のために次の活動を行う。

1. 現役学生への奨学金支給のサポート活動

（奨学生選考基準）

第５条

奨学生は以下の項目を基準に選考する

1. 留学への意欲
2. 英語学会活動状況
3. OB会への参加意欲

第三章　運営資金

（資金）

第６条

本制度の活動資金は本制度に賛同した中央大学英語学会OB会員より募る寄付金とする。（1口2,000円）

第四章　議決機関

（役員構成）

第７条

1. 選考委員を設ける。
2. 委員長はＥＳＳＯＢ会会長とする
3. 他の委員は会長が選任する。
4. 会計担当はＥＳＳＯＢ会会計担当が兼任する。

（権限）

第８条

常任幹事は以下の項目についての権限を有する

1. 本制度の改定
2. 規約の変更
3. 奨学生の選考・承認
4. 資金の運営

本規約は平成２４年４月１日より実施

平成２６年７月改定